

放送大学学園における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

平成28年3月15日

常勤理事会決定第4号

(目的)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)以下「障害者差別解消法」という。)第9条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。)に即して、障害者差別解消法第7条に規定する事項に関し、放送大学学園(以下「学園」という。)の役員、教員及び職員(非常勤の役員、教員、及び職員を含む。以下「教職員」という。)が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 学園は、障害者の権利に関する条約、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)以下「基本法」という。)障害者差別解消法にのっとり、すべての教職員が障害を理由とする差別(正当な理由のない不当な差別的取扱い及び第5条に規定する合理的配慮の不提供等をいう。以下同じ。)の解消に取り組めるよう監督するとともに、障害のある者が障害のない者と平等に教育・研究に参加できるよう機会を確保する。

(定義)

第3条 この要領における障害者とは、基本法第2条第1号に規定する障害者、即ち、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。)により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とし、放送大学(学習センター、附属図書館等の附属施設を含む。以下「大学」という。)における教育及び研究その他の関連する活動全般において、そこに参加する者すべてを広く対象とする。ただし、労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者差別解消法第13条により、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の定めるところによる。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第4条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、教職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第5条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が

過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）をしなければならない。これに当たり、教職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

（相談体制の整備）

第6条 学園は、障害者及びその家族その他の関係者からの相談に的確に応じるための相談窓口を、学習センターとする。

（紛争に関する相談）

第7条 学園は、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図るための窓口を、障害学生支援に関する委員会とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、必要に応じて第三者を含めた委員会を別に設置することができる。

（情報公開）

第8条 学園は、障害のある大学入学希望者や学内の障害のある学生等に対して、支援の方針や相談体制及び合理的配慮の事例等を、ホームページ等を通じて公開することとする。

（研修・啓発）

第9条 学園は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、教職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

2 学園は、新たに教職員となった者に対し、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者（学長及び課長相当職以上の地位にある職員をいう。以下同じ。）となった教職員に対し、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ研修を実施する。

3 学園は、教職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等により、意識の啓発を図る。

（対応要領の見直し）

第10条 学園は、技術の進展及び社会情勢の変化等が合理的配慮の内容や程度等に大きな進展をもたらすとともに、実施に伴う負担を軽減し得ることを鑑み、必要に応じて対応要領を見直し、適時、充実を図るものとする。この際には、不当な差別的取り扱い及び合理的配慮の具体例の集積等を踏まえるとともに、国際的な動向も勘案し、内容の修正を図る。また、障害者差別解消法及び基本方針の見直しに併せ、この要領も見直すものとする。

（監督者の責務）

第11条 監督者は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項に注意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないようにし、また、障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。

一 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、監督する教職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

二 障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談又は苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(懲戒処分等)

第12条 教職員が障害者に対して不当な差別的取扱いを繰り返した場合、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮の不提供を繰り返した場合には、その態様等によっては、放送大学学園就業規則(平成15年放送大学学園規則第4号)及び放送大学学園期間業務・時間雇用職員就業規則(平成15年放送大学学園規則第5号)等の定めるところにより、懲戒処分等を受けることがある。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。